

令和6年度第7回教育委員会会議日程

開催期日 令和6年9月17日（火）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町役場地下会議室5・6

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第16号 芽室町教育委員会委員に係る議会同意の件

日程第3 報告第17号 9月5日提供の学校給食の件

日程第4 議案第28号 令和6年芽室町議会定例会9月定例会議教育委員会所管一般質問の件（非公開）

日程第 2

報告第 16 号

芽室町教育委員会委員任命に係る議会同意の件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条に基づき、芽室町教育委員会委員の任命に係る議会の同意があったので、報告します。

令和 6 年 9 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

総務第176号

令和6年9月11日

福井 栄子 様

芽室町長 手 島



芽室町教育委員会委員の任命について（通知）

このことについて、令和6年9月3日に開会されました令和6年町議会定例会9月定例会議において、あなたが芽室町教育委員会委員として同意を得ましたので、任命します。つきましては、次のとおり辞令交付式を行いますので、御出席くださるようお願いいたします。

記

1 委員の任期

自 令和 6年10月 1日

至 令和10年 9月30日

2 辞令交付式

日 時 令和6年9月27日（金） 15時45分

場 所 町 長 室

（総務課総務係）

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律

昭和31年6月30日法律第162号

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するものの中から、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

一 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

二 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に一を加えた数の二分の一以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第二項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第四十七条の五第二項第二号及び第五項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

日程第3

報告第17号

9月5日提供の学校給食の件

十勝管内の一部の学校で確認された、学校給食うどん品質劣化に関連した対応について、報告します。

令和6年9月17日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

9月5日提供の学校給食について

1 経過概要

帯広市と音更町の小中学校で提供された給食の麺に変色や異臭が確認され、同じ製造業者が同日に製造されたうどん麺を9月5日に芽室町内7小中学校に提供したものを。

なお、納入後の検品及び検食時に異常はなく、これに起因する健康被害の報告は9月10日現在ありません。

2 事態発覚以降の経過

9月7日の十勝毎日新聞掲載記事で事態を把握し、9月9日に製造業者へ確認した。

原因究明については調査中とのことであるため、9月19日に予定していた同製造業者の袋麺使用は取りやめ、献立を変更とした。

3 通常の給食提供の流れ

袋麺は前日の午後1時前後に給食センター及び市街地小中学校に配送され冷蔵庫で保管し、翌日、配食員が一つ一つ目視で確認しコンテナとともに各クラスへ運搬する。

確認の内容は、袋の破損や汚れ、異物混入、麺の色、つぶれなどであり、該当する場合は予備と交換し、配食員からセンターへ報告を義務づけている。

4 非常時の対応

問題が生じた場合は、製造業者へ連絡し原因と対応策を報告してもらう。

9月9日朝に、製造業者へ確認したが調査中のため明確な回答はない。

5 今後の対応

製品の安全性が確認できるまでは同製造業者からの購入を控えることとし、提供を再開する場合は保護者への通知を行います。

また、製麺業者の再検討も視野に入れ、より一層、安全・安心な給食の提供に努めます。

6 その他

9月10日に臨時校長会議を招集し、本件について説明及び保護者宛て文書を配布した。

保護者各位

芽室町教育委員会教育長 程野 仁

学校給食の献立変更について（お知らせ）

日頃より、学校給食の提供に対しご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、過日、十勝管内の一部学校において5日（木）及び6日（金）の給食のうどんの品質劣化が確認されたことから、代替食を提供したという新聞報道がなされました。この件につきましては、本町の学校給食でも同一の製麺業者の製品を使用していたことから、製品の安全性が確認できるまでは当面購入を控えることとしました。

なお、本町でも9月5日（木）に同製麺業者のうどんを提供しましたが、給食センター職員及び学校管理職が検品・検食し異常がないことを確認しております。また、現時点で、児童生徒の体調不良は報告されておられません。

うどん、ラーメン、蒸し麺の提供を再開する際には改めてご連絡をいたします。今後より一層、安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいりますのでご理解をよろしくお願いいたします。

記

- 1 献立の変更 *9月の変更は19日（木）のみの予定です

【変更前】

しょうゆラーメン、牛乳、タコでたこ焼き

【変更後】

ポークピラフ、牛乳、キャベツとわかめのスープ、タコでたこ焼き

- 2 その他の麺について

スパゲッティは給食センターで乾麺から調理していますので変更はありません。

※ご不明な点がございましたら芽室町学校給食センター（62-4498）までご連絡ください。

（教育推進課給食係）

日程第 4

議案第 28 号

令和 6 年芽室町議会定例会 9 月定例会議教育委員会所管一般質問の件
(非公開)

令和 6 年芽室町議会定例会 9 月定例会議教育委員会所管一般質問について、答弁し
ようとするものであります。

令和 6 年 9 月 17 日提出

芽室町教育委員会教育長 程 野 仁

令和6年芽室町議会議定例会9月定例会議一般質問

令和6年9月18日再開

質問議員名氏	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を求めらる者
木村淳彦氏 (45分間)	1 町内小中学校における不登校児童生徒の実態及びその対応、対策等について	<p>国(文部科学省)の令和4年度実態調査によると、小中学校における不登校児童生徒(以下「対象児童生徒」といふ。)は前年度比22.1%増の29万9,048人となり、過去最多となりました。</p> <p>また、学校内外の機関等で相談・指導等を受けている割合は61.8%である一方、残りの38.2%にあたる11万4,217人は、相談等を受けていないことが判明したと公表されました。</p> <p>国では「誰一人取り残されたいと思わない学びの保障に向けた不登校対策(COCCIプラン)」に基づき、対象児童生徒全ての学びの場を確保し、学びたいと思っただけの環境を整えること、心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援すること、学校風土の「見える化」を通して、学校を「みんなが安心して学べる」場所にすることを推進しています。</p> <p>そこで、本町の対象児童生徒の実態・実情と今後の対応・対策に係る次の3点について、教育委員会の見解を伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 町内対象児童生徒数について、教育委員会として把握・分析している現状と、その課題をどう捉え、どのように対応していくこととしているのか、教育委員会の見解を伺います。 (2) 本町では他の自治体に先駆けて、芽室町教育支援センター「ゆうゆう」の開設をはじめ、芽室町不登校支援システムに基づき、対象児童生徒に対する支援に先駆的に取り組んできているが、これまでの成果をどのように捉え、さらに、今後いっそう増加が想定される対象児童生徒に対処する新たな方策について、教育委員会の見解を伺います。 (3) 不登校に至る理由は、「家庭環境」、「病気・神経症等の疾病」など未然防止が困難なものや、「いじめ」、「集団生活が苦手」、「教師との相性の問題」「学校生活によるトラブル」など未然防止が可能要素のものも存在します。対象児童生徒の発生の発生を最小限に留める方策は、広範多岐に渡ると考えますが、今後、教育現場において、どのように対応していくこととするのか、教育委員会の見解を伺います。 	教育委員会

質問議員名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を求める者
立川美穂 (70分間)	1 時代のたまたたきと変化の顕彰制度について	<p>町は長きにわたって「芽室町功績と栄誉をたたえたる条例」に基づき、公共福祉の増進、文化教育等の振興、郷土の誇りとなる業績等への顕彰として、名誉町民の称号や町民栄誉賞等を贈り、広く町民とともに栄誉をたたえてきました。</p> <p>このことは、町民に明るい希望と活力を与え、町民から敬愛される方を永く町史に刻み、かつ、尊敬の念を後世に伝承する重要な制度であり、将来に向けて、時代の変化に即した制度として継続されるべきと考えるところから、次の2点について町長の見解を伺います。</p> <p>(1) 名誉町民に対する弔意については、近年、生活様式や価値観が多様化する中、遺族等への意思確認に苦慮する場面も想定され、今後は、御存命時の敬意に重きを置くべきと考えますが、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 町民栄誉賞は「文化、芸術及びスポーツの振興に対する著しい貢献」や「社会、経済、文化等の発展に対する著しい貢献」を要件とし、極めて優れた業績を挙げた方が、審査委員会の審査を経て顕彰されるものであり、同一の町民に対し、二度以上の対象は前提とされていない制度と捉えています。</p> <p>例えば、オリンピックに出場する功績などは回数によらず、この条例の趣旨にふさわしく、何らかの顕彰又は表彰をするべきと考えますが、町長の見解を伺います。</p>	町長
	2 町民の諸活動に対する報奨・補助・助成のあり方について	<p>「全国・全道大会出場に対する町費助成要項（以下「全国・全道要項」という。）」は、スポーツ部門並びに文化部門において、優秀な成績を収め各種全国・全道大会に参加・出場する町民に対して経費を助成し、その自主的な諸活動を奨励・助長する制度です。</p> <p>また、「全国高等学校野球大会出場に対する町費助成要項（以下「全国野球要項」という。）」は、町内に所在する高校野球部が全国大会に出場する際の経費助成を行なう制度です。</p> <p>当該制度の運用については、一定の成果を挙げるとともに課題も発生し、制定後一定年数を経た社会情勢等の変化を鑑み、見直しが必要と考え、次の2点について教育委員会の考えを伺います。</p> <p>(1) 「全国・全道要項」は、平成28年度の制定から10年近く経過し、近年の社会情勢（物価高騰・少子化等）の変化を踏まえて、基準の見直しが必要と考えますが、現状と課題、今後の展望について、教育委員会の見解を伺います。</p> <p>(2) 現行の「全国・全道要項」では助成対象は町内在住の児童生徒のみとなっておりますが、本町に所在する高校での諸活動に対しても支援の対象を広げる必要があると考えます。平成18年度の制定から20年近く経過した「全国野球要項」と併せ、近年の社会情勢の変化を踏まえた基準の見直しが必要と考えますが、現状と課題、今後の展望について、教育委員会の見解を伺います。</p>	教育委員会

質問議員名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を求めめる者
渡辺洋一郎氏 (45分間)	1 地域包括ケアシステム推進の取組について	<p>高齢者の保健・医療・福祉における地域包括ケアシステムの推進は地域共生社会を実現する上でも極めて重要です。本町においては、本年3月に改訂された第9期芽室町高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画の計画策定の趣旨において、「本計画は、計画の推進により地域包括ケアシステムの深化・推進を目指し、高齢者が慣れ親しんだ地域で暮らせる地域共生社会を実現するために策定するものです」と定めております。本町の高齢化率は30%を超え、2045年には40%になる推計です。一人ひとりが望む暮らしを人生の最期まで続けることができよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の深化・推進を図る必要があると考え、次の2点について伺います。</p> <p>(1) 地域包括ケアシステムとは、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」を一体的に提供する体制をいいますが、本町におけるこれまでの取組状況、進捗の評価について町長の見解を伺います</p> <p>(2) 地域包括ケアシステム推進に向けた今後の課題と展望について、町長の見解を伺います。</p>	町長
堀切 忠 (45分間)	1 今後に向けた多様な方々の防災対策について	<p>今年11月、能登半島地震により多くの方々が被災され、未だ復興の途上です。8月には、台風による豪雨災害等自然災害が後を絶ちません。自然災害は本町でもいつ起きるかわかりません。これらの災害から町民の生命・財産を守ることに町長の役割として求められます。</p> <p>とりわけ、災害弱者と呼ばれる高齢者・障がい者等の対策は急務です。また、防災計画・避難所運営には女性の視点が必要と考えます。</p> <p>町として、現状何が課題で、今後どのように取り組んでいくか、次の2点について町長の考えを伺います。</p> <p>(1) 令和3年「災害対策基本法」が改正され、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされ、5年程度で作成に取り組むこととされました。現在の進捗状況と今後の取組についてどのように考えているか、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 令和2年5月、内閣府男女共同参画局が「災害対応力を強化する女性の視点を～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」を作成しました。防災対策・避難所運営を行うにあたり、女性の視点が大事と考えますが、本町の取組状況と今後について町長の見解を伺います。</p>	町長

令和6年芽室町議会定例会9月定例会議一般質問

令和6年9月19日再開

質問議員名	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を求めらる者
正村紀美子 (90分間)	1 シティプロモーションの進捗の現状について	<p>町は令和3年度に大規模な機構改革を行い、町の魅力を創造し、内外への発信を強化する姿勢として、その体制を整えました。</p> <p>また、「第5期芽室町総合計画後期実施計画（以下「後期計画」という。）」では、「人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの希薄化など」を「社会的背景から生まれる地域課題」と明確に定義し、令和3年に20年後の未来予想図を含む「めむろシティプロモーション計画」を策定しました。</p> <p>今日、短い周期で社会情勢が大きく変化する中、これらの取組から3年を経過するにあたり、「後期計画」に基づく具体的事業の進捗と今後の展望について、町長の見解を伺います。</p> <p>(1) シティプロモーションを推進するにあたっては、行政と民間の役割分担が重要であると考えますが、「後期計画」の施策に掲げた「シティプロモーション推進のエンジンとなる組織づくり」について、現状、課題、今後の取組について、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 町は、地域ブランディングのテーマを「スイートコーン日本一のまち」と設定しました。新たな経済循環を促すための具体的な商品あるいはサービス開発について、現状、課題、今後の取組について伺います。また、多くの町民に地域ブランディングの推進が、町民の幸福度増加につながることが理解されていないと感じますが、郷土愛の醸成について、現状と今後の取組について、町長の見解を伺います。</p> <p>(3) 本年6月、国は「地方創生」を「人口減少や首都圏への一極集中を変え、自治体間での人口の奪い合いにつながった」と総括しました。町は将来に向けて、人口が減少しても持続可能なまちづくりを目指すべきと考えますが、今後、継続して取り組もうとするシティプロモーション推進事業について、期待する効果と成果について、町長の見解を伺います。</p>	町長
中田智恵子 (40分間)	1 聴覚補助器等の積極的な活用への支援について	<p>第9期芽室町高齢者保健福祉計画の推計によると、本町の高齢化率は令和6年の30.4%が、同13年には約34%まで増加すると見込み、これに伴い、高齢者に多い疾病のひとつである難聴も比例することが想定されます。</p> <p>日本は超高齢社会に突入し、難聴の方も年々増加しています。高齢者が社会の一員として、健康な生活ができる環境を整えるために、聴力の低下を補う「聴覚補助器等（以下「補助器等」という。）」を選択し、それぞれの状態を適切に補完する健康管理は、とても重要な高齢者支援策と考えます。</p> <p>そこで、「補助器等」を必要とする人々への情報提供の機会や、お試し利用ができていく場所の設定等をはじめ、新たな高齢者支援策として、自分に合った「補助器等」を適切に選択できる環境を整備すべきと考えますが、町長の見解を伺います。</p>	町長

質問議員名氏	質問項目	質問の内容・要旨	答弁を求めめる者
菊池秀明氏 (30分間)	1 農作物有害鳥獣対策の強化について	<p>本町の「農作物有害鳥獣対策の強化」については、「第5期芽室町総合計画後期実施計画」の施策のひとつに掲げ、「農業者の自衛意識醸成を図り、狩猟免許の取得助成や電気柵設置支援、鳥獣被害対策実施隊員の継続配置、研究機関との連携などによる対策の検討を行う」とともに、「廃棄物の適正処理など、有害鳥獣を誘引しない周辺環境整備への意識啓発を図る」とし、さらには、「ハンターの後継者対策を含め、抜本的・総合的対策を計画化し実施する」としています。</p> <p>昨今、全国的な有害鳥獣の増加により、人身事故や農作物・家畜への被害拡大、駆除活動の担い手不足、報償費や活動条件をめぐる猟友会と自治体の認識の乖離、駆除従事者への誹謗中傷等、取り巻く課題が拡大・複雑化し、本町においても、これらの事象は当事者意識を持つべき緊急性の高い課題であることから、次の3点について町長の見解を伺います。</p> <p>(1) 本町における「農作物有害鳥獣対策」に係る取組について、これまでの成果と課題、今後の展望について、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 本町における「有害鳥獣駆除事業」において、現状の体制や実施状況も踏まえた課題認識、今後の展望について、町長の見解を伺います。</p> <p>(3) 本町における重要な基幹産業である農業（一次産業）を有害鳥獣から守る取組として、将来ビジョンについて、町長の見解を伺います。</p>	町長
中村和宏氏 (30分間)	1 会計年度任用職員との待遇改善と町財政への影響について	<p>平成29年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、当時、平成32年4月1日を施行期日として、新たに会計年度任用職員制度が創設されました。</p> <p>また、本年4月には、待遇改善を目的に根拠法が改正され、勤勉手当の支給が可能となりましたが、本町においては、適用されていない状況です。</p> <p>本町における会計年度任用職員の実態は、今年当初予算における人件費の根拠では、フルタイム30人、パートタイム282人の予算を計上し、正職員327人とほぼ同数であり、この傾向は制度適用当初から継続しております。</p> <p>会計年度任用職員は、町職員として正職員同様に重責を担う役割であることから常に適正な待遇とし、同時に町全体の財政への影響にも配慮しながら、計画的な運用に努めるべきと考えるところから、次の2点について、町長の見解を伺います。</p> <p>(1) 本町における会計年度任用職員に対する「勤勉手当の定義」、「制度導入における検討経過及び課題」、「導入するとした際の対象条件、算出根拠、全体影響額」及び「導入目標時期」について、町長の見解を伺います。</p> <p>(2) 会計年度任用職員の主な職種における人材確保の状況と、それを踏まえた担当業務の事業手法について、現状、課題、今後の展望を伺います。</p>	町長